

## チャットボットシステム構築業務委託公募型プロポーザル実施要項

### 1 目的

別紙「チャットボットシステム構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に定める目的のとおり。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

チャットボットシステム構築業務

#### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

#### (3) 委託見積限度額

業務の委託見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）は、660,000円とする。ただし、この金額は、契約額を示すものでなく、予算額の上限である。

なお、後述する見積書の見積額は、これを超えないこと。

#### (4) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和3年5月31日（月）まで

### 3 受託事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格

当該プロポーザル方式における参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (5) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 国内に本店を有する法人であること。

## 5 公募型プロポーザルの実施スケジュール

公募型プロポーザルの実施スケジュールについては以下のとおり。

| 内容             | 日程           |
|----------------|--------------|
| 公募開始           | 令和3年1月 7日（木） |
| 参加表明書及び質問書提出期限 | 令和3年1月20日（水） |
| 質問に対する回答       | 令和3年1月22日（金） |
| 企画提案書の提出期限     | 令和3年1月29日（金） |
| プレゼンテーション（審査）  | 令和3年2月 3日（水） |
| 選定結果通知         | 令和3年2月 9日（火） |
| 契約締結           | 令和3年2月15日（月） |

## 6 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書を期限までに提出すること。

### （1）提出物

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 法人の登記事項証明書（発行から3か月以内のもの。写しでも可。）

ウ 定款

エ 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がない証明（発行から3か月以内のもの。写しでも可。）

オ 会社概要（既存のパンフレット等で可）

※ なお、記「6（1）イ」及び記「6（1）エ」の書類は、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱（平成16年上天草市告示第89号）又は上天草市物品の購入契約等及び委託業務契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱（平成17年上天草市告示第107号）の規定に基づき、入札参加資格の審査を受けている者については、提出の必要はない。

### （2）提出期限

令和3年1月20日（水）午後5時

### （3）提出部数

1部（原本）

### （4）提出先

上天草市企画政策部企画政策課（以下「主管課」という。）

### （5）提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付ける。郵送の場合は、郵便書留により提出期限までに必着とする。

## 7 質問の受付及び回答

企画提案等に関する質問は、次により行うものとし、電話・来庁等口頭による質問は受け付けないものとする。

### (1) 提出書類

質問書（様式第2号）※押印不要

### (2) 提出期限

令和3年1月20日（水）午後5時（必着）

### (3) 提出先

主管課

### (4) 提出方法

質問書は、電子メールにて提出するものとし、主管課が当該電子メールを受領後、送信元アドレスに受領確認の電子メールを送信するものとする。当該受領確認後の電子メールが届かない場合は、電話にて確認するものとする。

### (5) 質問内容

質問は原則として、当該委託業務に係る条件又は応募手続に係る事項に限るものとし、事業内容に関する質問には回答しないものとする。

### (6) 回答方法

質問に対する回答は、質問者名を伏せた上で、参加表明書を提出した全事業者に対して令和3年1月22日（金）までに電子メールにて送付するものとする。

## 8 企画提案書等の提出

記「6」の参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）は、記8「(1)」に掲げる書類を記8「3」の期限までに提出すること。ただし、記8「3」の期限までに当該書類の提出を行わない参加表明者については、参加表明書の提出がなかったものとみなす。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 提案書

仕様書に記載する業務の内容について具体的に記述すること。提案内容に関する提案理由、特長、技術等の具体的な説明を必要とする場合は、別紙として書類を添付すること。ただし、「別紙」には番号等を付することにより、企画提案書本体との紐付けを行うこと。

ウ 実施体制 ※任意様式

エ 実施計画（スケジュール） ※任意様式

(ア) 体制

予定する体制、人員、役割分担及び各分担間の連携について具体的に記述すること。

(イ) 責任者等

予定する責任者名（総括責任者を含む。）及び担当者名を明確に記載するものとし、それぞれの者の業務実施体制について記述すること。

(ウ) コンソーシアム

コンソーシアム等の協力体制を構築する場合は、予定する団体名等、責任者名、担当者名を明確に記載するとともに、それぞれの者について業務実績、知識等を明記すること。

オ 類似業務実績表（様式第4号）

カ 見積書（原本）

任意様式とし、積算の内訳を可能な限り詳細に記載し、見積額には、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

(2) 提出部数

紙媒体で10部提出すること。

なお、記「8（1）ア」及び記「8（1）カ」については、1部のみ提出すること。

(3) 提出期限

令和3年1月29日（金）午後5時（必着）

(4) 提出場所

主管課

(5) 提出方法

提出資料は、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に記「2（1）」の業務名を朱書きの上、郵便書留により提出期限までに必着とする。

## 9 審査方法

プロポーザル審査は、「チャットボットシステム構築委託業者選定審査会（以下「審査会」という。）」においてプレゼンテーションを聴講し、企画提案を総合的に審査のうえ、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

なお、提案多数の場合、書類審査を実施し選定した上で、プレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーション

提出された企画提案書の内容について、審査会に対し、プレゼンテーションを行うものとする。

ア 日時

令和3年2月3日（水）（予定）

※ 日時等の詳細については、後日参加表明者に通知する。

イ 場所 上天草市役所大矢野庁舎内

※ プレゼンテーションは、実際に業務を主に担当する者が行うこと。

(2) 審査項目及び審査基準

審査項目及び審査基準については、それぞれ別紙 1 のとおり。

(3) 選定結果

受託候補者選定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとする。

## 1 0 審査結果の通知

審査結果については、審査会に参加した全ての企画提案者に郵送又は電子メールにて令和 3 年 2 月 9 日（火）までに文書で通知する。

## 1 1 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、その企画提案者を失格とする。

(1) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア 審査会に参加しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行ったとき。

ウ 公平な審査を阻害する行為があったとき。

(2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先及び提出期限が示された要件に適合しないとき。

イ 定められた様式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 見積金額が見積限度額の範囲を超過したとき。

エ 審査会における審査の結果、各審査員の合計点が最低基準点である 6 0 点に審査員数を乗じた得点以上の得点を得られなかったとき。

## 1 2 契約手続

審査会における審査の結果、受託候補者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議をし、市がこれに基づいて決定した予定価格の範囲内で市と契約手続を行うものとする。

なお、契約締結時に、上天草市契約規則（平成 1 6 年上天草市規則第 3 6 号）第 2 8 条の規定により契約保証金として契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の額を納付する必要があるが、同規則第 2 9 条のいずれかに該当する場合、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 1 3 その他留意事項

(1) 見積書に記載する内訳には、できるだけ詳細な内容を記載すること。

(2) 提出期限経過後の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。

(3) 1 参加者につき 1 提案とし、書類の返却はしないものとする。

(4) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加表明者の負担とする。

(5) 採用された企画等に係る著作権その他一切の権利は、市が有することとする。

- (6) 提出された企画提案書を受理した後の企画提案者による加筆及び修正は、認めないものとする。
- (7) 企画提案及び契約の手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

#### 1 4 担当部署

- (1) 本プロポーザルに係る事務手続に関する事項及び企画提案書提出先  
〒869-3692  
熊本県上天草市大矢野町上1514番地  
上天草市企画政策部企画政策課内（大矢野庁舎2階）鬼塚係長  
電 話 0964-26-5539（直通）  
FAX 0964-56-4972  
e-mail [kikaku/atmark/city.kamiamakusa.lg.jp](mailto:kikaku/atmark/city.kamiamakusa.lg.jp)
- (2) 上天草市チャットボットシステム業務に関する事項  
〒869-3692  
熊本県上天草市大矢野町上1514番地  
上天草市総務部総務課（大矢野庁舎2階）米田参事  
電 話 0964-26-5525（直通）  
FAX 0964-56-4970  
e-mail [soumu/atmark/city.kamiamakusa.lg.jp](mailto:soumu/atmark/city.kamiamakusa.lg.jp)

※スパムメール防止のため、ここでは「@」を「/atmark/」と記載しています。送信の際は、「/atmark/」を「@」と直した上で、お送りいただきますようお願いいたします。